

鴻巣市こどもまんなか会議 第3回会議次第

日時 令和6年11月20日（水）

10時00分から

場所 鴻巣市役所 大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）鴻巣市こどもの権利条例（案）について

【資料31】

（2）鴻巣市こども計画の施策案について

【資料32】

3 そ の 他

4 閉 会

鴻巣市こどもの権利条例（案）

（目的）

この条例は、こどもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、こどもの権利に対する理解を深め、かつ、こどもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（定義）

（１） こども ①おおむね 18 歳までの者をいう。

②新生児期、乳幼児期、学童期、思春期及び青年期のもので、心身の発達の過程にある者をいう。

（２） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。

（３） 地域住民等 地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している個人若しくは団体をいう。

（４） 施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。

（５） ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っているこどもをいう。

（基本理念）

（１） 全てのこどもは、いかなる理由でも差別されず、権利が保障される。

（２） こどもの最善の利益が最優先されるべきである。

（３） 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

（４） こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重されるべきである。

（安心して生きる権利）

こどもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

（１） 生命が守られ、安全な環境の下で生活すること。

（２） 健康的な生活を送ること。

（３） 愛情及び理解をもって育まれること。

（４） いかなる理由によっても差別されないこと。

(心身ともに豊かに育つ権利)

こどもは、心身ともに豊かに育つ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること並びに適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。

(自分を守り、守られる権利)

こどもは、自分を守り、守られる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに相談でき、適切な支援を受けられること。

(意見表明及び参加する権利)

こどもは、意見表明及び参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間を集い、又は仲間と活動すること。

(市の責務)

- 1 市は、こどもの権利を尊重し、その権利を保障する責任を負う。
- 2 市は、こどもが健やかに成長できるよう、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の支援に努めなければならない。

(保護者の責務)

保護者は、こどもの権利を尊重し、こどもが健やかに成長できる環境を提供するよう努めるものとする。

（地域住民等の責務）

- 1 地域住民等は、こどもの人間性が地域との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな成長を支援するよう努めるものとする。
- 2 地域住民等は、こどもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保するよう努めなければならない。

（施設関係者の責務）

施設関係者は、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、こどもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めるものとする。

（こどもの権利に関する普及及び啓発）

- 1 市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めるものとする。
- 2 こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、**11月20日を鴻巣市こどもの権利の日**とする。
- 3 市は、鴻巣市こどもの権利の日に合わせて、目的に合致する事業を実施するものとする。

（こどもの居場所の確保）

市、地域住民等及び施設関係者は、こどもが年齢及び発達に応じて、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めるものとする。

（困窮等の状況にあるこどもへの支援）

- 1 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがあるこどもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めなければならない。
- 2 市は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身健やかな成長及び自立が図られるよう支援を行うとともに、こどもの権利及び利益が最大限尊重されるよう努めるものとする。

（虐待及び体罰の防止）

- 1 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき虐待及び体罰の防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。
- 2 保護者及び施設関係者は、虐待及び体罰を行ってはならない。

（いじめの防止）

市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の規定に基づきいじめの防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。

（こどもの虐待、いじめ及び体罰の通報）

こども、保護者、地域住民等及び施設関係者は、こどもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関に通報しなければならない。

（こどもの権利侵害からの救済）

- 1 市は、こどもの権利侵害の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、こどもの特性及び権利侵害に応じた適切な救済を行うものとする。
- 2 市は、こどもの権利侵害を行った者に対し、面会、相談、指導その他必要な措置を行い、再発防止に努めるものとする。

（相談窓口の設置）

市は、こどもや保護者が権利侵害に関する相談を行うための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

こうのすし 鴻巣市こどもの権利条例（案）のポイント

じょうれい もくてき め ぞ 【条例の目的（目指すもの）】

こどもの権利とその権利をまも
ること
について必要なことをき
めて、みん
ながこどもの権利についてよくし
知り、
こどもがしあわせにせいちょう
成長できるように
することをもくてき
目的としています。

ていぎ い み 【定義（ことばの意味）】

こども う
生まれてからおとなになる
までのあいだ
間、こころ
とからだ
が
せいちょうとちゅう
成長途中の者

けんり 【こどもの権利とは】

すべてのひと
う
が生まれたときからも
持っ
ているたいせつ
大切なルールであるきほんてき
基本的
じんけん
人権をこどもももっています。

こうのすし けんりじょうれい あん きほんりねん たいせつ かんが
【**鴻巣市こどもの権利条例（案）の基本理念（大切に考える）**】

(1) ^{すべて}全てのこどもは、^{りゆう}どんな理由でも^{さべつ}差別されず、^{けんり}権利が^{まも}守られる。

(2) こどもにとって一番よいことが^{ゆうせん}優先される。

(3) ^{すべ}全てのこどもの^{いのち}命が^{まも}守られ、^{しあわ}幸^{せいちょう}せに成長できるよう、

^{いりよう}医療、^{きょういく}教育、^{せいかつ}生活への^{しえん}支援などを^う受けることができる。



(4) こどもは、^{じぶん}自分の^{いけん}意見を^い言う^{けんり}権利を^も持っていて、その^{いけん}意見は^{たいせつ}大切にされる。



3. 計画の対象

本計画の対象は、本市に居住する全ての子ども及び若者と子育て家庭、地域住民、団体等とします。子どもとは心身の発達の過程にあるものをいい、若者とは思春期から青年期の間にある者をいいます。子ども・子育てに関する施策の対象となる子ども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとします。

※国の「子ども基本法」において、『本法における「子ども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないとします。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・若者、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

計画 \ 令和	7	8	9	10	11
鴻巣市総合振興計画	第6次		次期計画（予定）		
鴻巣市子ども計画					
・子ども・子育て支援事業計画	本計画				
・次世代育成支援行動計画					
・子ども・若者計画					
・子どもの貧困解消対策計画					

2. 基本目標

基本目標1 ライフステージを通して切れ目のない こども・若者の育ちを支援します

妊娠・出産・乳幼児期から、学童期、青年期と、それぞれのライフステージに応じた取組を展開し、こども・若者の健やかな育ちを応援します。

その際、こども・若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期、青年期を経て成人期への移行期にある若者が自らの希望を叶えることができるよう、切れ目ない支援を行います。

基本目標2 こども・若者の人権と最善の利益が尊重される 環境をつくれます

こども・若者を権利の主体として認識し、こども基本法やこどもの権利条約及び鴻巣市こどもの権利条例の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て家庭、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、こども・若者に関わる全ての施策において、権利を基盤とした施策を推進します。

また、こども・若者が身近な地域で、多様な遊び・体験や活躍ができる環境をつくれます。

基本目標3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を 支援します

貧困、障がいの有無、ひきこもりやヤングケアラーなど様々な状況にあるこども・若者や子育て家庭が、個々の状況に応じて適切な支援を受けることができるよう、支援体制を充実します。

基本目標4 安心して子育てができる環境を確保します

保護者が子育てに関する経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、安心してこどもを産み、育てることができるよう、子育て情報の提供体制を充実するとともに、地域・企業・行政等が連携して子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

3. 計画の体系

基本目標		施策の方向	施策・事業（案）
第4章	ライフステージ別の重要事項	(1) 妊娠・出産期・乳幼児期における支援	母子の健康支援
			親子の成長と交流の場の支援
			教育・保育施設の充実
		(2) 学齢期における支援	教育環境の充実
			豊かな心と体づくり
			安心して学ぶことのできる環境づくり
		(3) 青年期における支援	出会いや結婚の支援
			就労支援
	ライフステージを通じた重要事項	(1) こども・若者の権利の保障	こどもの意見表明の機会の確保、鴻巣市こどもの権利条例
			こどもの居場所づくり、青少年活動の推進
			児童の権利擁護、子育て家庭の訪問支援
		(2) 障がいのあるこども・若者の支援	就学支援の充実、多様な体験機会の確保、保護者の生活支援
			こどもの発達支援、障がい児者の生活支援、障がい児者交流活動の推進、障がい児者サービス給付、障がい児者の相談支援
			青少年の相談支援、ヤングケアラー対策、児童生徒の安全確保
		(3) 困難な状況にあるこども・若者に対する支援	
	子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減	子育て世帯の経済的支援、就学の支援、進学への支援
		(2) 地域における子育て支援の充実	地域コミュニティ活動の推進
		(3) ワーク・ライフ・バランスの促進	子育ての支援、男女共同参画意識の向上、就労の支援
		(4) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立支援
第5章	教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（第3期子ども・子育て支援事業計画）	1 教育・保育提供区域の設定	
		2 教育・保育サービスの充実	
		3 地域子ども・子育て支援事業	

第4章 計画の内容

基本目標1 ライフステージを通して切れ目のないこども・若者の育ちを支援します

基本目標2 こども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくれます

基本目標3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します

基本目標4 安心して子育てができる環境を確保します

鴻巣市こども計画
 施策体系（案）

基本理念				「鴻巣市こども計画」の施策体系					
基本目標				施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	事業名	事業内容	担当課
ライフ ステ ー ジ 別 の 重 要 事 項	Ⅰ ライフ ステージを通して 切れ目のないこ ども・若者の育 ちを支援します		（Ⅰ）妊娠・出産期・ 乳幼児期における支援	教育・保育施設の充実	68	託児付き事業の推進	託児ボランティアの協力を得ながら、子育て世代が参加しやすい託児付きの事業を推進します。	こども応援課	
					42	待機児童ゼロ作戦	民間保育園の入所定員の拡大及び認可保育園、認定こども園、地域型保育施設の新設により、定員拡大を図ることを計画的に進め、待機児童解消に努めます。	保育課	
						43	認定こども園の推進	民間幼稚園の認定こども園事業を推進します。	保育課
						44	小規模保育施設の育成	地域型保育施設の保育内容充実のための指導・監督に努めるとともに、運営への支援を充実させていきます。	保育課
						45	時間外保育事業	保護者の就労時間や就労形態に応じて、ⅠⅠ時間の開所時間を超えて保育を行います。	保育課
						46	一時預かり事業（幼稚園・認定こども園）	入園児を対象に、保護者の希望に応じて、正規の教育時間前後も、園児を園内で預かる保育の実施を支援し、促進します。	保育課
						47	一時預かり事業（保育所等）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、保護を行います。	保育課
						48	保育内容の充実	異年齢での遊びを通し、個々の権利の尊重と義務の履行を習得させるとともに、豊かな心を育てます。	保育課
						49	保育士等の資質の向上	県や市などが主催する研修に積極的に参加し、保育士などの資質の向上を図ります。	保育課
						50	保育施設等の安全管理	日常的な目視確認や定期保守点検などにより、非常用設備をはじめ施設全体についての安全管理に努めます。	保育課
						51	幼稚園・保育所等の地域開放	園庭開放を実施することで、地域に開かれた幼稚園・保育所等の環境づくりを進めます。	保育課
						52	幼稚園・保育所等の支援	私立幼稚園・私立保育所等の運営に対し、財政面での補助を実施します。	保育課
						53	幼稚園・保育所等と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園、保育所等と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	保育課
			地域における子育て支援体制の充実	58	病児・病後児保育事業	病中または病気の回復期で集団保育が困難な児童に対して、医療機関に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に看護、保育を行います。	保育課		
				59	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい方（協力会員）と援助を受けたい方（依頼会員）を会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援します。	子育て支援課		
				60	ショートステイ事業	保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭などにより、家庭における平日夜間のこどもの養育が一時的に困難となった場合に、市と契約した児童福祉施設で一時的にこどもを預かり、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課		
				61	トワイライトステイ事業	児童を養育している家庭の保護者が残業等により、家庭における児童の養育が困難になった場合に児童養護施設などで生活指導、夕食の提供等を行うトワイライトステイ事業の導入を検討します。	子育て支援課		
				62	ブックスタート事業	乳児と保護者を対象に、親と子のふれあいやコミュニケーションのひとつとして絵本を提供し、絵本の読み聞かせを通じて親子の交流を深めるとともに、健やかな成長を促します。	子育て支援課		
				63	赤ちゃんのためのおはなし会	図書館内で赤ちゃん向けのおはなし会を実施することにより図書館の絵本や育児書等の活用を促進します。また、親子の交流を図ることにより子育て支援の充実を図ります。	生涯学習課		
				64	家族ふれあい事業	親子で楽しめるイベントなどを開催し、家族のふれあいが増すように支援します。	こども応援課		
					Ⅰ	利用者支援	子育てに関する総合支援窓口、保育コンシェルジュ、子育て支援センターや子育てサロン、子育て次世代包括支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課	
					6	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子育てサロンを子育て支援の拠点として、子育て情報の提供や親子が気軽に集い、交流・相談できる場を提供します。	こども応援課	
					7	妊婦相談・訪問指導	妊婦を対象に、母子健康手帳交付時に面接などで得た情報を活かして適切な相談を実施し、周産期死亡の低減や子育て不安への支援に努めます。また、必要に応じ保健師・管理栄養士などが訪問し、助言、指導を行います。	子育て支援課	

基本理念				「鴻巣市こども計画」の施策体系					
基本目標				施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	事業名	事業内容	担当課
			相談体制の充実		23	産後ケア事業	育児等の支援が必要な出産後の母子を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように、支援を行います。	子育て支援課	
					24	新生児訪問指導	生後1か月前後の乳児、産婦を対象として、出生連絡票や電話等により相談・訪問指導を希望される場合、助産師や保健師が訪問し、異常の早期発見や育児についての相談・指導を行います。	子育て支援課	
					25	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、養育についての相談・助言等の支援を行います。	子育て支援課	
					26	養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業）	保護者の養育や出産後の養育等の支援を必要とする家庭に訪問し、養育に関する指導・助言等の支援を行います。	子育て支援課	
					27	乳幼児相談	育児相談や栄養相談等を希望する乳幼児保護者を対象として、相談を随時行います。	子育て支援課	
					28	10か月児相談	生後10か月前後の乳児をもつ希望者、健康診査後の経過観察等で必要な乳児を対象に、保健師、管理栄養士等が発育・発達の確認や、育児・栄養指導を行います。	子育て支援課	
					29	2歳児相談	2歳の幼児をもつ希望者、健康診査後の経過観察等で必要な乳児を対象に、保健師、管理栄養士等が発育・発達の確認や、育児・栄養指導を行います。	子育て支援課	
					30	育児相談	市内27か所の保育所、認定こども園、幼稚園等で実施している育児相談について、広報などで周知を図るとともに、相談事業の充実に努めます。	保育課	
					31	のびのび乳幼児相談	発育・発達状況を確認し、保健師・栄養士などによる相談指導を充実させます。異常の早期発見や健診後の経過観察などの相談指導を行います。	子育て支援課	
					32	こどもと保護者の心の相談	発達が気になる幼児や、健康診査後の事後指導の中から必要な幼児・その保護者に対して、臨床心理士による相談を行います。	子育て支援課	
					33	親子支援教室事業	発達等で継続した指導が必要な幼児、育児不安が強い保護者とその幼児を対象に、保育士、保健師、臨床心理士が親子遊びを通じた集団指導を行います。	子育て支援課	
					34	幼児教育相談	家庭をとりまく環境が変化するなか、幼稚園・保育所、小学校など関係機関との連携のもとに幼児の特性や発達段階に応じた教育相談の充実に努めます。	学校支援課	
					35	主任児童委員等の取組	家庭の意向を把握しながら、民生委員・児童委員と主任児童委員による子育て支援を進めます。	福祉課	
			教育環境の充実		再掲	幼稚園・保育所等と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園、保育所等と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	学校支援課	
					77	学習指導の充実	主体的、創造的な学習活動を工夫し、児童生徒一人ひとりの長所や可能性が伸ばせるよう、指導計画、学習過程、指導体制、指導方法などの工夫改善を図り、学ぶ喜びを味わえることのできる学習指導に努めます。	学校支援課	
					78	学校教育を通じた指導の充実	小学校の「家庭」、中学校の「技術・家庭」における実践的・体験的な学習を通して、男女が協力する家庭の在り方や家族の人間関係、子育ての意義などの指導を充実します。	学校支援課	
					79	生徒指導	「あいさつ運動」「校内美化活動」の展開など、児童生徒の意見・自主性を尊重しながら、具体的な実践を通して善悪を正しく判断して行動する力、好ましい人間関係などの育成に努めます。	学校支援課	
					81	不登校児童生徒への支援	適応指導教室、訪問型支援など、総合的な不登校対策の充実に図るなど、増加傾向にある不登校児童生徒およびその保護者に対する支援に努めます。	学校支援課	
					75	喫煙・薬物乱用防止の啓発	小・中学校に出向き、喫煙・薬物乱用の防止についての思春期防煙教室を開催します。	健康づくり課	
					76	自殺対策事業小・中学校における「いのちの授業」	小・中学生を対象に、自身のこころの健康や命の大切さについて振り返り、悩んだときに周囲のSOSを発信することや、周囲に悩みを抱えている人に気づき、声をかけることが大切であることを学ぶ場として、「いのちの授業」を開催します。	健康づくり課	

基本理念			「鴻巣市こども計画」の施策体系					
基本目標			施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	事業名	事業内容	担当課
第4章		（2）学齢期における支援	豊かな心と体づくり		80	心の教育	男女平等、善悪の判断、いじめ防止などの心の教育、道徳教育の一層の充実を図ります。	学校支援課
					73	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課
					74	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課
					97	青少年子育てふれあい体験	中学生を対象に、子育てやこどもとふれあえる場の提供に努めます。	こども応援課
					98	中学生社会体験チャレンジ	中学生社会体験チャレンジ事業の推進など、保育体験、農業体験、職場見学、ものづくりなど、市内の産業にふれる職業体験を充実します。	学校支援課
					99	中高生の出番づくり	児童センターや放課後児童クラブなどに、中高生のボランティアを受け入れ、こどもとふれあえる場を提供し、出番づくりに努めます。	こども応援課
				再掲	かかりつけ医の確保の啓発と小児医療体制の充実	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。また、かかりつけ医と専門病院、埼玉県小児医療センターなどの高次医療機関との連携による小児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課	
				再掲	救急医療体制の整備	平日夜間の救急患者のために夜間診療所や医師会が実施している休日当番医制などの初期救急体制の情報を、広報、ホームページ等で提供します。また、中央地区第二次救急医療圏における小児救急医療体制の整備を図ります。	健康づくり課	
			児童生徒の安全確保		92	携帯電話等に係る保護者などへの啓発活動の推進	携帯電話等の適切な使い方やインターネットの危険性について、保護者や生徒への啓発講演会等を実施し、家庭での安全で正しい理解を推進します。	学校支援課
					103	こども110番の家の拡充	こども110番の家に加えて、こどもがいつでも助けを求められる所として、こども110番の店、ガソリンスタンドかけこみ110番など、コンビニエンスストアや町工場などの登録も検討します。	生涯学習課 学校支援課
					104	スクールガード（学校安全ボランティア）の導入	学校や警察と連携し、地域やこども達の安全安心のためにスクールガード（学校安全ボランティア）を導入し、生徒・児童の非行防止や安全確保に努めます。	学校支援課
					105	地域でこどもを守る体制づくり	自主防犯パトロールグループ、地域防犯推進委員、自治会長等を中心に、広く市民を対象とした講習会を開催し、登下校時の見守り、住民パトロールなど、地域でこどもを守る体制づくりを支援します。	自治振興課
					106	有害環境の浄化	性を対象とした有害図書・がん具の販売や、性を売り物にした営業などの有害環境の浄化、暴力や性を対象とする有害情報の排除を進めます。	こども応援課
					107	性教育・学習の充実	家庭・学校・地域が連携し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、性や暴力を扱う有害なメディアに流されないよう青少年の情報活用能力の向上を促進します。	学校支援課
					108	青少年健全育成市民会議活動	青少年の健全育成活動の中心である市民会議が行う非行防止パトロール活動の充実を図ります。	こども応援課
		（1）こども・若者の権利の保障	こどもの権利を大切にする意識の向上		22	こどもの人権尊重についての啓発活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ啓発活動を行います。	やさしさ支援課
			こどもの居場所づくり		85	こども食堂ネットワークの構築	「こども食堂運営団体（NPO法人やボランティア団体等）」と関係機関などが、相互の情報を共有できるようネットワークを構築します。	こども応援課
				86	放課後児童クラブ事業	授業終了後児童施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ります。	こども応援課	
				87	放課後児童支援員の研修	放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の資質の向上のため、支援員研修会への参加を促進します。	こども応援課	
				88	放課後子ども教室の推進	放課後等にこどもたちの安全安心な居場所を設け、様々な体験活動や、異年齢のこどもたちとの交流・地域の指導者との交流活動を通して、心豊かなこどもの育成を図ります。	こども応援課	
		再掲		児童センター事業の充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。	こども応援課		
			89	セカンドブック事業	小学1年生を対象に本を配布し、親子で本に親しむ機会や、こどもたち自身が本に出会う機会を提供し、読書に対する意欲や関心の向上に努めます。	生涯学習課		

鴻巣市こども計画
 施策体系（案）

「鴻巣市こども計画」の施策体系								
基本理念								
基本目標			施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	事業名	事業内容	担当課
2	こども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくります	(2) 多様な居場所・活動機会の確保	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	90	P T A 連合会活動の促進	P T A 連合会活動を通して、保護者の交流を図るとともに、子育てのために地域づくりの充実を図ります。	生涯学習課	
				91	青少年の地域活動の促進	青少年関係団体の育成、ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、活動を支援します。	こども応援課	
				93	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課	
				94	こどもにかかわる地域活動の支援	スポーツ少年団をはじめ、スポーツ、レクリエーション団体の活動を支援します。	スポーツ課	
				95	こどものボランティア体験	こどもたちがボランティア活動を体験できるよう、情報の提供、体験講座などを開催します。	福祉課	
				96	自然体験	雑木林を活用したミニ自然体験、馬室キャンプ場などを活用したキャンプ体験、池での親子魚釣り大会など、自然にふれる体験の提供に努めます。	こども応援課	
				再掲	青少年子育てふれあい体験	中学生を対象に、子育てやこどもとふれあえる場の提供に努めます。	こども応援課	
				100	高齢者のかかわり	地域での世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブや小・中学校での高齢者との交流を充実します。また、高齢者の様々な体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図ります。	学校支援課	
				101	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課	
				102	健全育成指導者の育成	こどもの健全な育成を図るため、青少年団体の活動を充実するとともに、健全育成指導者の育成や資質の向上を図ります。	こども応援課	
		(3) 児童虐待防止対策の充実	児童の権利擁護、子育て家庭の訪問支援	109	家庭児童相談事業	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及び児童への面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。	子育て支援課	
				110	相談体制、要保護児童対策地域協議会の充実	プライバシーが確保され安心して通告・相談ができる体制を整え、地域協議会の関係機関(児童相談所、福祉、保健医療、教育、警察、消防等)で、こどもやその家庭に対し、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い適切な対応をしていきます。	子育て支援課	
				111	虐待通告の広報	児童虐待を未然に防ぐためには、周囲の人がいち早くその兆候に気付き通告することが重要であることから、広く住民の協力を得るため、ポスターの掲示、リーフレットの配布等の広報活動をしていきます。	子育て支援課	
				112	乳幼児健康診査時等の育児をとりまく状況確認	各健康診査時や受診されなかった方への受診勧奨や家庭訪問を行い、こどもと保護者の状況を確認し、虐待の早期発見や防止に努めます。	子育て支援課	
				113	医療機関との連携強化	医療機関と連携し、虐待の発見・防止に努めます。	子育て支援課	
				114	里親制度の啓発	児童相談所と連携し、家庭に恵まれないこどもを温かな生活環境で養育する里親制度の普及啓発を促進します。	子育て支援課	
				115	児童の保護	児童相談所、警察と連携しこどもの生命 safety の確保のため、立ち入り調査や一時保護等の措置を迅速かつ確実に行っていきます。	子育て支援課	
			教育の支援の充実	再掲	自殺対策事業小・中学校における「いのちの授業」	小・中学生を対象に、自身のこころの健康や命の大切さについて振り返り、悩んだときに周囲のSOSを発信することや、周囲に悩みを抱えている人に気づき、声をかけることが大切であることを学ぶ場として、「いのちの授業」を開催します。	健康づくり課	
				82	就学援助費支給事業	経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	学務課	
				83	交通遺児支援事業	日本学生支援機構の奨学金、交通遺児の援護金など、就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。交通事故により死亡若しくは重度障がいとなった者に養育され、小・中学校及び高等学校に通う交通遺児に対して奨学金を支給します。	自治振興課	
				84	こどもの学習・生活支援	生活保護、生活困窮世帯の中高生または、児童扶養手当（全額支給停止を除く）を支給している世帯の中学生のこどもに対して、学習支援や居場所の提供を行い、こどもの進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止します。	福祉課 子育て支援課	

鴻巣市こども計画
 施策体系（案）

基本理念			「鴻巣市こども計画」の施策体系					
基本目標			施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	事業名	事業内容	担当課
ア ー ジ を 通 し た 重 要 事 項	3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します		(1) こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援		再掲	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課
					再掲	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課
				多様な体験機会の確保	再掲	児童センター事業の充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。	こども応援課
					再掲	こども食堂ネットワークの構築	「こども食堂運営団体（NPO法人やボランティア団体等）」と関係機関などが、相互の情報を共有できるようネットワークを構築します。	こども応援課
					再掲	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課
					再掲	中学生社会体験チャレンジ	中学生社会体験チャレンジ事業の推進など、保育体験、農業体験、職場見学、ものづくりなど、市内の産業にふれる職業体験を充実します。	学校支援課
					再掲	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課
				生活の安定に向けた支援の充実	再掲	利用者支援	子育てに関する総合支援窓口、保育コンシェルジュ、子育て支援センターや子育てサロン、子育て次世代包括支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課
					再掲	妊婦健康診査	安心、安全な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査の受診を勧奨します。子宮頸がん健診、H I V抗体検査、H T L V－1抗体検査、性器クラミジア検査の受診券と合計して1 4 回分の受診券と助成券を交付し、委託医療機関で実施します。	子育て支援課
					再掲	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に歯科健診を実施し、歯周疾患・う歯の早期発見、適切な保健指導を実施することで、妊婦の歯及び口腔の健康と胎児の健康の保持増進を図ります。	子育て支援課
					再掲	こどもの人権尊重についての啓発活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ啓発活動を行います。	やさしさ支援課
					再掲	里親制度の啓発	児童相談所と連携し、家庭に恵まれないこどもを温かな生活環境で養育する里親制度の普及啓発を促進します。	子育て支援課
				保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労支援の充実	再掲	家庭児童相談事業	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及び児童への面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
			116 自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実			ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図るとともに、県と連携し、就業に関する相談、雇用情報の提供など就労支援に取り組んでいきます。	子育て支援課	
			117		ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の自立促進のため、各養成講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給します。	子育て支援課	
			経済的支援の充実		118	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	子育て支援課
					119	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
				128	特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課	
					120	障がい児相談支援事業	支援サービスや利用可能な事業所、施設の紹介、情報の提供や、発達に関する相談を受けるとともに、利用の調整・利用申請の支援などの充実に努めます。	保育課
					121	地域生活支援事業	相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業など地域の実情に応じた事業の推進に努めます。	障がい福祉課

鴻巣市こども計画
 施策体系（案）

「鴻巣市こども計画」の施策体系								
基本理念								
基本目標			施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	事業名	事業内容	担当課
			(2) 障がいのあるこども・若者の支援	支援体制等の充実	126	自立支援給付 通所給付	障害者総合支援法に基づき、児童の居宅介護（ホームヘルプサービス）、児童短期入所（ショートステイ）、行動支援などに対する介護給付費を支給します。児童福祉法に基づき通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）に対する通所給付費を支給します。	障がい福祉課
					127	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害児医療費の自己負担額を助成し、家庭の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課
					再掲	特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課
				こどもの発達支援の充実	122	障がい児保育	保育士の加配や保育内容・技術の研修に努めながら、障がい児保育の充実を図ります。	保育課
					123	特別支援教育	障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ学校づくりを目指して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切に対応を図ります。発達障がいなど特別な支援を必要とするこどもの教育のあり方を研究し、適切な対応に努めます。	学校支援課
					124	障がいをもつこどもたちの通園施設「つつみ学園」	在宅の障がいのある幼児の自活に必要な生活指導や基礎的な訓練、知識の習得などへの指導体制の充実を図ります。また、重度の障がいのある幼児に対応した指導体制、年齢・障がい区分にとられない利用、退所児のフォローアップ体制の整備など、療育機能を充実します。	保育課
			125		こどもデイサービスセンター事業	心身の発達に遅れがあると思われる児童に基本的な生活習慣を身につけることや社会生活への適応性を高めるために必要な療育や指導・訓練・養育相談の充実を図るとともに特別支援学校及び支援学級に通う児童が安心して過ごせる居場所を提供します。	保育課	
			(3) 困難な状況にあるこども・若者に対する支援	青少年の相談支援	再掲	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課
					再掲	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課
					(1) 妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減	子育て世帯の経済的支援	15	こうのとりのり助成金事業
	16	こうのとりのり出産祝金支給事業					鴻巣市で生まれたこどもを対象に、商工会発行のお買い物券を支給します。第1子・第2子については、2万円分、多子世帯（18歳までのこどもが2人以上いる世帯）の3人目以降のこどもについては、5万円分を支給します。	子育て支援課
	17	「パパママ応援ショップ」の利用啓発					高校3年生までのこどもがいる世帯を対象に、埼玉県が実施する子育て家庭優待制度「パパママ応援ショップ」の周知や利用の啓発を図ります。	こども応援課
	54	未熟児養育医療給付事業					満1歳未満の未熟児で、医師が医療を必要と認め指定養育医療機関に入院が必要な場合に、医療費の一部を給付します。	子育て支援課
	55	こどもの医療費支給事業					こどもの医療費支給制度を維持します。（入院・通院も18歳年度末まで対象）	子育て支援課
	56	児童手当支給事業					児童手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童手当を支給します。	子育て支援課
	57	幼児教育・保育の無償化					幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもの利用料が無償化となり、保護者の負担を軽減します。	保育課
就学の支援	再掲	就学援助費支給事業				経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	学務課	
	再掲	交通遺児支援事業				日本学生支援機構の奨学金、交通遺児の援護金など、就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。交通事故により死亡若しくは重度障がいとなった者に養育され、小・中学校及び高等学校に通う交通遺児に対して奨学金を支給します。	自治振興課	
	再掲	こどもの学習・生活支援				生活保護、生活困窮世帯の中高生または、児童扶養手当（全額支給停止を除く）を支給している世帯の中学生のこどもに対して、学習支援や居場所の提供を行い、こどもの進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止します。	福祉課 子育て支援課	
		再掲	高齢者のかかわり	地域での世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブや小・中学校での高齢者との交流を充実します。また、高齢者の様々な体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図ります。	学校支援課			

鴻巣市こども計画
 施策体系（案）

基本理念				「鴻巣市こども計画」の施策体系					
基本目標				施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	事業名	事業内容	担当課
子育て当事者への支援に関する重要事項	3 安心して子育てができる環境を確保します	(2) 地域における子育て支援の充実	地域コミュニティ活動の推進	再掲	P T A 連合会活動の促進		P T A 連合会活動を通して、保護者の交流を図るとともに、子育てのために地域づくりの充実を図ります。	生涯学習課	
				再掲	青少年の地域活動の促進		青少年関係団体の育成、ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、活動を支援します。	こども応援課	
				再掲	こども会活動		企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課	
				再掲	こどもにかかわる地域活動の支援		スポーツ少年団をはじめ、スポーツ、レクリエーション団体の活動を支援します。	スポーツ課	
				再掲	こどものボランティア体験		こどもたちがボランティア活動を体験できるよう、情報の提供、体験講座などを開催します。	福祉課	
				再掲	青少年相談員活動		青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課	
				再掲	健全育成指導者の育成		こどもの健全な育成を図るため、青少年団体の活動を充実するとともに、健全育成指導者の育成や資質の向上を図ります。	こども応援課	
			安心・安全な環境づくり	69	「赤ちゃんの駅」の推進		乳児等を連れて外出しやすい環境づくりのため、公共施設での授乳やおむつ交換等ができるスペースの確保を推進します。	こども応援課	
				70	ベビーカーマークの推進		ベビーカーの利用しやすい環境づくりのため、ベビーカー使用者や周囲の方がお互いに配慮や理解が得られるよう啓発するとともに、公共施設へベビーカーマークを表示します。	こども応援課	
				71	身近な公園づくり		こどもの生活圏の中でそれぞれ個性的・魅力的ないろいろな公園をバランスよく配置するとともに、安心して安全に利用できるよう樹木の保全や遊具等の公園施設の維持管理に努めます。	都市計画課	
				72	定住促進事業		子育て中の子世帯及びその親世帯の同居等を促進するため、住宅の取得に係る費用の一部を補助することにより、親子間の子育てや介護などの支え合いが可能な住環境の形成を目指します。（三世代住宅取得補助金）	総合政策課	
		(3) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立支援	再掲	自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実		ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図るとともに、県と連携し、就業に関する相談、雇用情報の提供など就労支援に取り組んでいきます。	子育て支援課	
				再掲	ひとり親家庭自立支援事業		ひとり親家庭の自立促進のため、各養成講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給します。	子育て支援課	
				再掲	ひとり親家庭等医療費支給事業		ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	子育て支援課	
				再掲	児童扶養手当支給事業		児童扶養手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	
		(4) 子育て情報提供体制の充実	子育て情報提供の充実	再掲	利用者支援		子育てに関する総合支援窓口、保育コンシェルジュ、子育て支援センターや子育てサロン、子育て次世代包括支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課	
				2	「子育て支援ガイドブック」の作成・配付		子育て家庭に対する情報提供のため、子育て支援制度やこどもの遊び場など様々な情報を掲載した「子育て支援ガイドブック」を作成・配付します。	こども応援課	
				3	市ホームページを活用した情報の発信		子育てに関する行政サービスの最新情報を利用者に分かりやすく提供するため、一つのサイトに集約した子育て応援サイト「ママフレ」の周知に努めるとともに、最新情報への更新を遅滞なく行います。	こども応援課	
				4	子育て支援アプリを活用した子育て情報の配信		アプリ配信により、子育てに関する行政サービスの最新情報を提供します。ホームページや子育て支援ガイドブックにより、子育て支援アプリの周知に努めるとともに、最新情報への更新を遅滞なく行います。	こども応援課	
				5	母子健康手帳の交付		交付時に事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。また、面接やアンケートなどを実施しハイリスク妊婦の把握に努めます。交付時全員に、面接が行える体制を整えるように努めます。	子育て支援課	

■鴻巣市こども計画・鴻巣市こどもの権利条例 策定・制定スケジュール

令和6年11月20日時点

[illegible]

別記様式

		担当課	こども応援課		
会 議 の 名 称		令和6年度第3回鴻巣市こどもまんなか会議			
開 催 日		令和6年11月20日（水）			
開 催 時 間		10時00分 開会 ・ 11時30分 閉会			
開 催 場 所		鴻巣市役所 大会議室			
議長(委員長・会長)氏名		会長 武井利男			
出席者(委員)氏名 (出席者数)		武井利男(会長) 小林美鈴(副会長) 石田恵子 伊藤ひかり 窪香奈子 久保田泰雄 鈴木将浩 薮島麻弓 渡邊吉行 山口延之 小池愛 平野康子 二俣一登（出席者13名）			
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)		小松大祐 清水将之 高井康孝 直井利充（欠席者4名）			
事務局職員職氏名		こども未来部長 小林宣也 子育て支援課長 高子英江 学校支援副参事 鈴木聡 こども応援課副参事 黒巣弘路 こども応援課主事 篠原峻輔		こども未来部副部長 佐々木晴美 保育課長 矢澤潔 こども応援課長 沼上早苗 こども応援課主任 田村友裕 議会事務局副主査 小林美奈子	
傍聴の可否 (傍聴者数)		可（6）			
会議の内容	令和6年度第3回鴻巣市こどもまんなか会議 議事（1）鴻巣市こどもの権利条例（案）について （2）鴻巣市こども計画の施策案について				
	【資料31】 【資料32】				

	【決定事項など】 ・当初こどもまんなか会議は全４回の予定であったが、県のこども計画の進捗に合わせ、２月に５回目の会議を開催する。 ・鴻巣市こどもの権利条例に前文をいれる ◆議事（１）について 資料３１に基づき鴻巣市こどもの権利条例案について説明。こどもの定義の部分を審議してもらい、事務局案のＢ案に決定した。また、「鴻巣市こどもの権利の日」を設け、１１月２０日とすることとした。 【主な質疑応答内容】 ・Ａ案に「心身の発達過程にある者」という文言を追加する形がよいのではないか。 →おおむね１８歳という明確な数字を示すことで、相談しにくい方が出てきてしまうのを危惧している ・青年期という言葉は、市民が見たときに分かりづらいため、取り除いた方がよいのではないか。 →青年期を取り除いてしまうと、思春期の定義がおおむね１８歳であり、２０歳前後の心身の発達過程の方が含まれなくなってしまう。 ・こどもの権利条例に、食事の保障について追加するのは可能か。 →追加が可能かどうか、可能な場合どこに追加するのが良いか改めて事務局で検討する。 ◆議事（２）について 資料３２に基づき、鴻巣市こども計画の施策案について説明。第４回の会議で内容について審議していただき、パブリックコメントの意見なども踏まえ、第５回の会議で最終案という形にする。 【主な質疑応答内容】 ・ボリューム的に１回の会議で終わるのか。 →細かく施策体系について１件１件を精査していくのは難しい。そのため、大きな方向性について議論いただければと思う。 ・担当課の方がきて、事業について詳しい説明があるのか。 →現状としては、こども未来部と教育部の事務局で対応する予定。
配布資料	資料３１ 鴻巣市こどもの権利条例（案）について 資料３２ 鴻巣市こども計画の施策案について こどもの権利条例 前文 鴻巣市こども計画・鴻巣市こどもの権利条例 策定・制定スケジュール

注） 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。